

別添

山形県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー制度運用要綱

1 趣旨

この要綱は、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー（以下「テクニカルアドバイザー」という。）制度の運用について必要な事項を定め、もってテクニカルアドバイザー制度を適正かつ円滑に運用することにより、捜査幹部及び捜査員のサイバー犯罪対処能力の向上等を図ることを目的とする。

2 運用方針

テクニカルアドバイザー制度の運用方針は、次のとおりとする。

- (1) 捜査員一般のサイバー犯罪捜査に係る知識の底上げに努めること。
- (2) サイバー犯罪捜査の中核を担うハイレベルの捜査員の育成に努めること。
- (3) 警察職員が最新の知識を保持するように努めること。
- (4) 犯罪捜査及び犯罪対策の観点から実務に役立つ知識を幅広く提供するように努めること。

3 任務

テクニカルアドバイザーの任務は、次のとおりとする。

- (1) サイバー犯罪捜査及び対策に係る必要な知識、技術に関する助言
- (2) サイバー犯罪捜査及び対策に関する捜査員等への講演等の実施
- (3) サイバー犯罪捜査及び対策に係る執務資料等の内容に関する助言
- (4) 最新の情報通信技術等に関する情報提供
- (5) サイバー防犯ボランティア等に対する助言指導

4 委嘱等

- (1) テクニカルアドバイザーは、次に掲げる要件を満たしている者について、生活安全部長が委嘱するものとする。

ア 情報通信企業の職員や大学教授等、情報通信技術に関し高度かつ最新の知識を有する者

イ テクニカルアドバイザーとしての業務を遂行し得るに足る人格及び教養を有し、かつ、当該業務に熱意がある者

ウ 企業等の被雇用者であるときには、雇用者等からの承認を得られる者

- (2) 委嘱は、委嘱状（別記様式第1号）を交付して行うものとする。
- (3) 委嘱期間は、委嘱した日が属する年度の3月31日までとし、再委嘱されることを妨げない。

5 解嘱

生活安全部長は、テクニカルアドバイザーに委嘱した者が、次に掲げる事由のいずれかに該当したときは、その任期中にかかわらず解嘱することができる。

- (1) テクニカルアドバイザーたるに不適しい非行があったとき。
- (2) テクニカルアドバイザーから辞任の申出があったとき。
- (3) その他解嘱することが適当と認められたとき。

6 遵守事項

テクニカルアドバイザーの遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。

- (2) テクニカルアドバイザーとしての業務中には、自らの利益を追求することを目的とした営業行為又は類似行為を行ってはならない。
- (3) その他テクニカルアドバイザーとしての信用を傷つけ、不名誉となるような行為を行ってはならない。

7 活動報告

生活安全部サイバー犯罪対策課長は、テクニカルアドバイザーが活動したときは、山形県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー活動報告簿（別記様式第2号）により、生活安全部長に報告するものとする。

8 担当部署

テクニカルアドバイザーに関する庶務は、生活安全部サイバー犯罪対策課において処理する。